

とやまスマートダイレクトサービス規定

1. とやまスマートダイレクトサービス

- (1) とやまスマートダイレクトサービス（以下「本サービス」といいます。）は、携帯電話・パソコン等、富山銀行（以下「当行」といいます。）所定の機器（以下「端末機」といいます。）を使用して、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）ご本人からの依頼により、残高および入出金明細照会の口座情報の提供、その他当行が定めるサービスを利用することができるサービスです。
- (2) 本サービスの利用対象者は、当行が申し込みを承諾した日本国内在住の個人（個人事業主を含む）の方とします。なお、契約者は本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。
- (3) 本サービスの利用の申し込みに際しては、当行所定の方法によりパスワード、その他必要な事項を届け出てください。契約者による設定完了後、本サービスは利用可能となります。
- (4) 本サービスを利用できる口座は、契約者が端末機により当行に届け出た、キャッシュカード契約のある普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます。）、貯蓄預金口座およびカードローン口座（以下「申込口座」といいます。）とします。なお、本サービスの申込みは、利用する口座ごとに届け出てください。

2. サービス利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

3. 本人確認

- (1) 本サービスでは、当行に登録されているログインIDとパスワード（以下、合わせて「パスワード」といいます。）との一致の確認、その他当行が定める方法により本人確認（以下、この確認を「本人確認」といいます。）を行います。利用に際して必要なパスワード、その他の本人確認方法の規格、設定数、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。
- (2) 契約者がパスワードを指定する場合は当行所定の文字数以上を指定して下さい。また、パスワードの指定にあたっては、契約者の責任において適切な番号を指定し厳重に管理するものとし、それらの番号の指定や管理状況について当行は責任を負いません。（当行職員がパスワードをお尋ねすることはありません。）
- (3) 契約者が取引の安全性を確保するため、パスワードの変更を行う場合には、当行所定の方法により変更が可能です。
- (4) 本サービスの利用について届け出られたパスワードと異なる入力が続いて行われ、当行の定める回数に達した場合、そのパスワードは無効となります。このような場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを取ってください。

4. 本サービスの依頼

- (1) 本サービスの依頼は、前条に従った本人確認方法により、契約者がサービスに必要な事項を端末機の操作により当行に送信して行うものとします。
- (2) 税金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」の場合は、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、端末機の操作により確認した旨を当行に送信してください。当行が送信された内容を確認した時点で依頼が確定したものとし、当行所定の方法で処理を行います。

5. 口座情報の提供

- (1) 当行は契約者からの依頼に基づき、申込口座として登録されている口座について、各種の照会（残高照会、入出金明細照会）サービスを行います。
- (2) 照会サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 照会サービスにおいて当行が回答する内容は、振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡り、その他の事情がある場合には、変更または取消等を行うことがあります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 税金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」

- (1) 税金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「税金等払込み」といいます。)は、当行所定の収納機関に対し、税金等払込みを行うため、契約者が端末機より当行の本サービスを利用して、払込資金を本サービスにかかる契約者の預金口座から引き落とす（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。）ことにより、税金等払込みを行う取扱いをいいます。
- (2) 税金等払込みをするときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。
- (3) 契約者の端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
- (4) 前項本文の照会結果として契約者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者の口座番号、暗証その他当行所定の事項を正確に入力してください。
- (5) 当行で受信した契約者の口座番号および暗証と届出の契約者の口座番号および暗証との一致を確認した場合は、契約者の端末機の画面に申し込みしようとする内容が表示されますので、契約者はその内容を確認のうえ、当行所定の方法で税金等払込みの申し込みを行ってください。
- (6) 税金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより申し込み内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とす時に成立するものとします。
- (7) 次の場合には税金等払込みを行うことができません。
 - ① 停電、故障等により取扱いできない場合
 - ② 申し込み内容に基づく払込金額に当行所定の利用手数料を加えた金額が、手続き時点において契約者の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合

- ③ 1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当行の定めた範囲を超える場合
 - ④ 契約者の口座が解約済みの場合
 - ⑤ 契約者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
 - ⑥ 差押等やむをえない事情があり当行が不相当と認めた場合
 - ⑦ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑧ 当行所定の回数を超えて暗証を誤って契約者の端末機に入力した場合
 - ⑨ その他当行が必要と認めた場合
- (8) 税金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。
- (9) 税金等払込みにかかる契約が成立した後は、税金等払込みの申込みを撤回することができません。
- (10) 当行は、税金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (11) 収納機関の連絡により、税金等払込みが取り消されることがあります。
- (12) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金等払込みの利用が停止されることがあります。税金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。
- (13) 税金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- (14) 前号の利用手数料は、契約者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

7. インターネット口座

- (1) インターネット口座とは、契約者が指定した申込口座について、通帳・取引照合表に代えて、本サービスやとやまダイレクトバンキングサービスで入出金明細をご確認いただくサービスです。
- (2) インターネット口座をご利用になる場合は、「インターネット口座規定」に従うものとします。

8. 通知手段

契約者は、当行からの通知・確認・ご案内の手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。

9. 届出事項の変更等

- (1) 申込口座の印章、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときには、当行所定の方法（本規定および各種預金規定ならびにその他の取引規定で定める方法を含みます。）に従い直ちに取引店に届け出てください。変更の届

け出は、当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより契約者に損害が発生することがあっても、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (2) 前記(1)に定める届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類や電子メールなどが延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべきとみなされる時点に到達したものとします。
- (3) ログインID、パスワードに関する紛失・盗難等 契約者のパスワードが第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（パスワードを記載したログインパスワードのご通知が紛失した場合等を含みます。）、端末機の盗難、遺失等によりパスワードを第三者に知られるおそれがある場合、契約者は直ちに当行所定の手続きをお取りください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. パスワード等の盗用による損害

- (1) パスワード等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引（以下本条において「当該取引」といいます。）については、次の①から③のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該取引の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 当該取引による被害に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行が提出する警察署への被害届について、捜査当局への被害事実等の事情説明等の真摯な協力がなされていること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該取引が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該取引が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび契約者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、このパスワード等が盗用された日（パスワード等が盗用された日が明らかでないときは、当該取引が最初に行われた日。）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- (5) 当該取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該取引が契約者の重大な過失により行われたこと
 - B 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

C 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

D パスワード等の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して行われたこと

- (6) 当行が当該取引について契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (7) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗用されたパスワード等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

11. 免責事由等

- (1) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策（当行所定のセキュリティー手段を含みます。）を講じていたにもかかわらず、次の各号の事由により生じた損害については、前条にて定める場合を除き、当行は責任を負いません。
 - ① システム、端末機ならびに通信回線等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - ② 通信経路において盗聴等がなされたことにより、パスワード等や取引情報等が漏洩したために生じた損害
- (2) システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスでのサービス提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行ったうえで送信者を契約者とみなし取扱いを行った場合は、前条にて定める場合を除き、ソフトウェア、端末機、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故にあっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。契約者は、ソフトウェア、端末機、パスワード等を第三者に不正使用されないよう契約者の責任において厳重に管理してください。また、ソフトウェア、端末機、パスワード等の異常に基づくエラー、盗難等の事故またはパスワード等が漏洩したおそれがある場合には、直ちに当行に届け出てください。
- (4) 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理する端末機を利用し、通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当行はこの規定により端末機などが正常に稼働することを保証するものではありません。端末機が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. サービスの追加

- (1) 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申し込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
- (2) サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

13. サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行所定の方法により知らせるものとします。

14. サービスの廃止

- (1) 本サービスで実施しているサービスについて、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
- (2) サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

15. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、各種預金規定、総合口座取引規定等関係する各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

16. 規定の変更

当行は、必要がある場合、本規定の内容および利用方法を変更することができるものとします。この場合、当行は、当行のホームページ上の本規定を改定し表示します。変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の本規定を確認のうえご利用ください。

17. 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上